

庁議付議事案書

開催・令和4年3月30日

所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	川口 莊一	
件名	東大和市高齢者火災安全システム事業実施要綱を廃止する訓令について			
		区分	<input type="checkbox"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨 この要綱は、家庭内で火災が発生したときに東京消防庁に自動通報する事業及び住宅用防災機器を給付する事業を定めるが、「東大和市高齢者民間緊急通報システム事業」の付帯事業として類似事業である住宅火災代理通報を導入し、また機器給付については利用実績が少なく調達も容易になったことから、本件要綱を廃止するものである。</p> <p>(1) 主な内容 本件要綱を、廃止する</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 火災自動通報事業の利用者は皆無で、機器給付の実績も極めて少ないため、その影響は限定的である。なお、今後は利用しやすい民間緊急通報システム事業に一元化して利用の促進を図り、また、東京消防庁と連携して指導助言により高齢者の防災対策を進める。</p>				
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過) 文書課において審査済み</p>				
<p>3. 留意事項(問題点等) 特になし。</p>				
<p>4. 主管部処理案(検討結果等) 庁議報告後、速やかに廃止手続を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。